

頁	正	誤
解答編 P30	第7問（CPTPP 税率の適用） （誤＝1、2、4） 1 CPTPP に基づく締約国原産品申告書を自ら作成した輸入者は、当該締約国原産品申告書について、当該申告書に必要な事項が記載されていることをもって関税関係帳簿への記載を省略した場合を除き、 <u>その輸入の許可の日の翌日から5年間（「その作成した日から7年間」ではない。）</u> 保存しなければならない《同法第94条第1項、同法施行令第83条第3項、第6項》。	
		（誤＝1、2、4） 1 CPTPP に基づく締約国原産品申告書を自ら作成した輸入者は、当該締約国原産品申告書について、当該申告書に必要な事項が記載されていることをもって関税関係帳簿への記載を省略した場合を除き、 <u>その作成した日から5年間（「7年間」ではない。）</u> 保存しなければならない《同法第94条第1項、同法施行令第83条第3項、第6項》。
解答編 P206	【CPTPP 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定） <1>＝× CPTPP に基づく締約国原産品申告書を自ら作成した輸入者は、当該締約国原産品申告書について、当該申告書に必要な事項が記載されていることをもって関税関係帳簿への記載を省略した場合を除き、 <u>その輸入の許可の日の翌日から5年間（「その作成した日から7年間」ではない。）</u> 保存しなければならない《第94条第1項、施行令第83条第3項、第6項》。	
		<1>＝× CPTPP に基づく締約国原産品申告書を自ら作成した輸入者は、当該締約国原産品申告書について、当該申告書に必要な事項が記載されていることをもって関税関係帳簿への記載を省略した場合を除き、 <u>その作成した日から5年間（「7年間」ではない。）</u> 保存しなければならない《第94条第1項、施行令第83条第3項、第6項》。